

令和4年
第1回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多摩市議会

委員会提出議案第1号

多摩市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月30日

提出者	多摩市議会議会運営委員長	池田けい子
賛成者	多摩市議会議会運営委員	大くま真一
同	同	岸田めぐみ
同	同	大野まさき
同	同	渡辺しんじ
同	同	山崎ゆうじ
同	同	いいじま文彦

多摩市議会議長 藤原マサノリ 殿

多摩市条例第 号

多摩市議会委員会条例の一部を改正する条例

多摩市議会委員会条例（昭和47年多摩市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「くらしと文化部」を「くらしと文化部（」に、「都市整備部」を「に限る。）、都市整備部」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第4号中「くらしと文化部」を「くらしと文化部（」に「、スポーツ振興課及びオリンピック・パラリンピック推進室」を「及びスポーツ振興課に限る。）」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項第4号の規定により子ども教育常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の第2条第1項第4号の規定により子ども教育常任委員会に付託された継続審査中の事件とみなす。

多摩市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和47年 7月11日 条例第29号</p> <p>多摩市議会委員会条例 (常任委員会の設置)</p> <p>第1条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人 オンブズマン事務局、企画政策部、総務部、市民経済部、会計管理者(会計課)、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 7人 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 生活環境常任委員会 6人 <u>くらしと文化部</u>(コミュニティ・生活課及び平和・人権課に限る。)、<u>都市整備部</u>、環境部及び下水道事業の所管に属する事項</p> <p>(4) 子ども教育常任委員会 6人 <u>くらしと文化部</u>(文化・生涯学習推進課及びスポーツ振興課に限る。)、子ども青少年部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: right;">昭和47年 7月11日 条例第29号</p> <p>多摩市議会委員会条例 (常任委員会の設置)</p> <p>第1条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人 オンブズマン事務局、企画政策部、総務部、市民経済部、会計管理者(会計課)、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 7人 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 生活環境常任委員会 6人 <u>くらしと文化部</u>コミュニティ・生活課及び平和・人権課<u>都市整備部</u>、環境部<u>並びに</u>下水道事業の所管に属する事項</p> <p>(4) 子ども教育常任委員会 6人 <u>くらしと文化部</u>文化・生涯学習推進課、<u>スポーツ振興課及びオリンピック・パラリンピック推進室</u>、子ども青少年部<u>並びに</u>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>2 略</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項第4号の規定により子ども教育常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の第2条第1項第4号の規定により子ども教育常任委員会に付託された継続審査中の事件とみなす。</p>	